

広島県告示第三百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を安芸太田町役場の掲示場に掲示した。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所 有 者 の 氏 名
山県郡安芸太田町大字打梨字山瀬六二二の二 山県郡安芸太田町大字那須字那須七八九の二九 山県郡安芸太田町大字那須字那須七九〇の二 山県郡安芸太田町大字那須字那須八四八の一か ら八四八の三まで	吉岡幸助、川本直一、増谷四方助、岡本善五郎、吉本楽次、野崎堅藏、山本吉五郎、不免英太郎、野崎尚弘 中本頼江 岡田寅一、岡田七五三一、増谷禮一、岡上禮見、中本章、岡上マツヨ、杉上キエ子、岡上盛太郎、岡田稔、吉岡喜代子、藤本源市、中本正明、岡田ヨシエ、岡崎章夫 岡崎繁人

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について